

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 5 月20日

【会社名】 楽天銀行株式会社

【英訳名】 Rakuten Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 東林 知隆

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番 5 号

【電話番号】 (050)5817-6630

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 企画本部担当役員 水口 直毅

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番 5 号

【電話番号】 (050)5817-6630

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 企画本部担当役員 水口 直毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当行は、2026年5月20日開催の取締役会において、当行を株式交付親会社とし、楽天カード株式会社（以下「楽天カード」といいます。）及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下「楽天証券HD」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことを決議し、当行を含む楽天グループ株式会社（以下「楽天グループ」といいます。）のフィンテック事業の再編（以下「本再編」といいます。）に係る統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）を締結いたしました。

本統合契約書に基づき、本株式交付を2026年10月1日付で実施することにより、特定子会社の異動が生じます。また、本統合契約には、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の3に規定する合意が含まれておりません。

したがって、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同項第12号の3に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 企業・株主間の株式処分等に関する合意（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の3）

#### (1) 本契約を締結した年月日

2026年5月20日

#### (2) 本契約の相手方の名称及び住所

名称：楽天グループ株式会社

住所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

#### (3) 当該合意の内容

当行は、本統合契約に基づき、本株式交付を2026年10月1日付で実施することにより、楽天グループに対し当行の無議決権株式であるA種種類株式207,330,443株を交付いたします。当行のA種種類株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、本統合契約において、楽天グループは、本株式交付の効力発生後、当行の事前の書面による承諾なく、本株式交付の対価として交付された当行の無議決権株式であるA種種類株式に係る取得請求権を行使し、当行の普通株式の交付を受けてはならないことを合意しております。但し、当該取得請求権の行使により当行の普通株式の交付を受けた直後の楽天グループの当行に対する議決権比率が50%以下に留まる場合には、その範囲に限り当該取得請求権を行使することができることを合意しております。

#### (4) 当該合意の目的

当該合意は、本再編後において当行の普通株式が上場している東京証券取引所プライム市場の上場基準の一つである流通株式比率を維持し、当行の資本政策の柔軟性を確保することにより、当行の経営の自主性を確保しております。

#### (5) 取締役会における検討状況その他当行における当該合意に係る意思決定に至る過程

今般、当行は、本再編に関する協議を再開し、楽天カード、楽天証券HD等のフィンテック事業を一つのグループに集約する組織再編を検討しておりましたが、資金調達コストの増加等の環境変化や金融サービスに対する顧客ニーズの多様化が進む状況を踏まえ、銀行・カード・証券を連携強化することで、グループ内での迅速かつ機動的な意思決定や、より深度のある連携を実現可能とし、フィンテック戦略を一層加速できる体制を構築できると判断いたしました。これにより、強固な預金調達力を有する楽天銀行の強みを最大限に活かし、多様化する顧客ニーズに応える総合フィンテック企業としての成長を、楽天銀行単独で事業運営を続ける場合と比べて一層加速できると判断し、本再編の実行を決定し、本統合契約を締結するに至りました。本再編を通じて、銀行を頂点とする、カード、証券事業が1つのグループとなることで、事業横断的な総合フィンテック企業として迅速かつ機動的な意思決定とデータ連携やAI活用を含む連携の深化が可能となり、本再編によるシナジー効果を実現することができ、また、各事業が継続して成長しながら、更なる連携の深化を図ることが、当行の更なる持続的成長及び企業価値向上につながり、楽天グループの企業価値向上にも資すると考えております。

### 2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号）

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

楽天カード

名称	楽天カード株式会社
住所	東京都港区南青山二丁目6番21号
代表者の氏名	中村晃一
資本金の額	19,323百万円
事業の内容	クレジットカード、カードローン、信用保証業務等

台湾楽天信用卡股份有限公司

名称	台湾楽天信用卡股份有限公司
住所	台北市中山區民生東路三段51號16樓
代表者の氏名	石井英治
資本金の額	1,450百万台湾ドル
事業の内容	台湾におけるクレジットカードの発行及び附帯するサービス

楽天証券HD

名称	楽天証券ホールディングス株式会社
住所	東京都港区南青山二丁目6番21号
代表者の氏名	楠雄治
資本金の額	10,350百万円（注）
事業の内容	子会社の経営管理及び付帯業務

（注）本再編に際して本株式交付の効力発生前に実施される楽天証券HDによる楽天グループへの第三者割当による株式の発行により増加することが予定されています。

楽天証券株式会社

名称	楽天証券株式会社
住所	東京都港区南青山二丁目6番21号
代表者の氏名	楠雄治
資本金の額	19,495百万円
事業の内容	インターネットを通じた金融商品取引業に係るサービス等（有価証券の売買及びその委託の媒介等、有価証券の募集及び売出しの取扱い、投資助言・代理業、投資運用業、商品先物取引業等）

(2) 当該異動の前後における当行の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

楽天カード

	当行の所有に係る 当該特定子会社の議決権の数	当該特定子会社の 総株主等の議決権に対する割合
異動前		

異動後	84,128個	100%
-----	---------	------

台湾楽天信用卡股份有限公司

	当行の所有に係る 当該特定子会社の議決権の数	当該特定子会社の 総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	145,000,000個（うち間接所有： 145,000,000個）	100%（うち間接所有：100%）

楽天証券HD

	当行の所有に係る 当該特定子会社の議決権の数	当該特定子会社の 総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	3,990,440個	100%

楽天証券株式会社

	当行の所有に係る 当該特定子会社の議決権の数	当該特定子会社の 総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	97,307個（うち間接所有：97,307 個）	51%（うち間接所有：51%）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

前記「1 提出理由」に記載のとおり、2026年10月1日付で、本株式交付の実施により、楽天カード及び楽天証券HD並びにそれらの各子会社が新たに当行の子会社に該当する見込みであるところ、本株式交付後の当行の資本金の額は確定しておりませんが、楽天カード、台湾楽天信用卡股份有限公司、楽天証券HD及び楽天証券株式会社（以下「楽天証券」といいます。）の資本金の額が当行の本書提出日現在の資本金の額の100分の10以上に相当することから、楽天カード、台湾楽天信用卡股份有限公司、楽天証券HD及び楽天証券について新たに当行の特定子会社に該当することになるものとして提出しています。

当該異動の年月日（予定）

2026年10月1日（本株式交付の効力発生日）

以上